

内閣府より資料説明 (第1回研究会における議論の補足)

平成31年2月1日

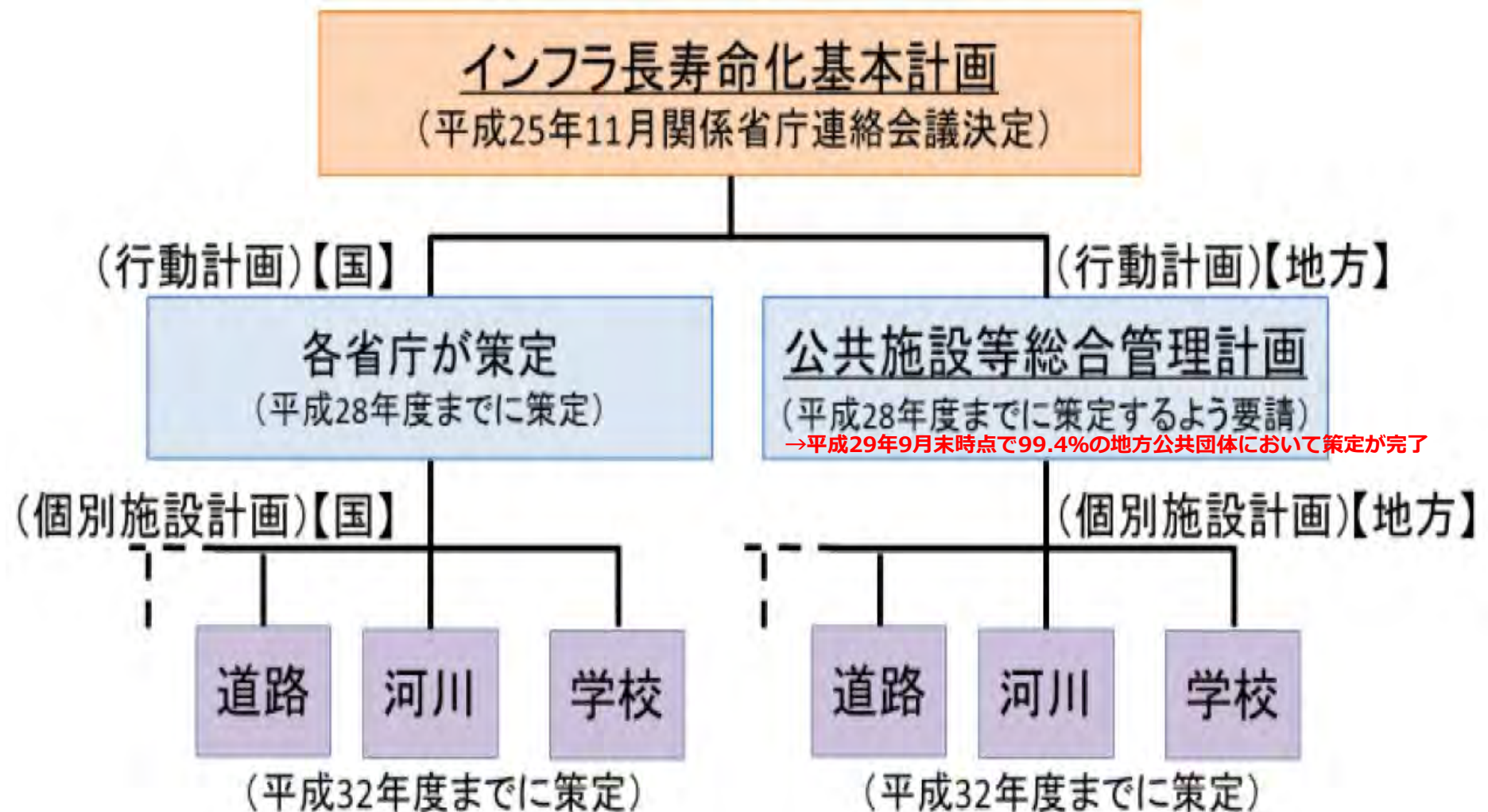


内閣府 民間資金等活用事業推進室

第1回研究会における議論の補足 1

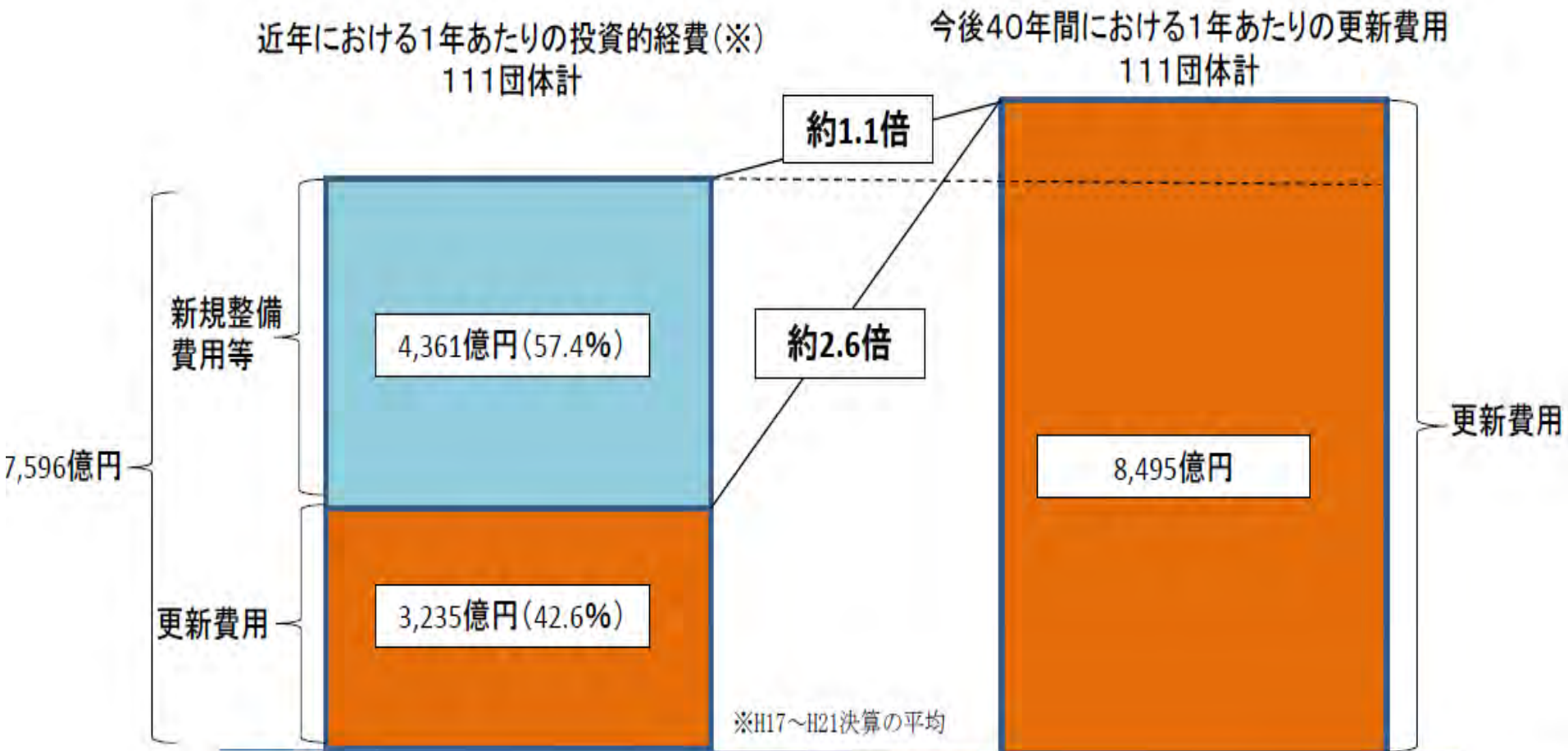
公共施設等の計画的な管理について

公共施設等の計画的な管理について



出典：公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けて、平成30年4月23日、総務省

公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用のイメージ



出典：公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けて、平成30年4月23日、総務省

公共施設等総合管理計画とは

総務省が地方公共団体に対して平成26～28年度の3年間で策定要請
(平成26年4月22日付 総務大臣通知)

背景

公共施設等の老朽化、人口減少、厳しい
財政状況

目指すところ

各地方公共団体が公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現する。

総務省資料より

総財務第74号
平成26年4月22日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

総務大臣 新藤 義孝

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が徹底されますようお願いいたします。

公共施設等総合管理計画(静岡市の事例)

目的

健全で持続可能な都市経営の実現

方針期間

平成26年度～平成55年度(30年間)

※高度経済成長期に続く10年の期間及びバブル期に整備された公共建築物の半数以上が現在から30年後までに建替え更新を終えることから、方針期間を30年間とした。

アセットマネジメントとは...

計画的に効率よく施設の整備や維持管理を行うことで施設の寿命を延ばしたり、利活用促進や統廃合をすすめることで将来負担の軽減を図り、都市経営上の健全性を維持していく手法。

静岡市の現状

【人口推移】

- ◆平成2年をピークに減少傾向
- ◆生産年齢人口割合の減少

平成22年 716,197人 ※1
平成52年 558,931人 ※2
⇒30年後に約20%減少

※1 総務省統計局「国勢調査」
※2 国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

【財政状況】

- ◆一般財源
- ◆義務的経費(公債費)の増加(歳出予算の約50%を占める)

・将来人口

公共施設の現状と課題

【公共建築物】 学校、市営住宅等 H24.3末時点
※他に生涯学習施設、図書館など

施設数 1,529施設
総延床面積 2,301,026㎡

課題

- ◆老朽化の進行 ⇒築30年以上が全体の約55%
- ◆維持更新費の増大
平成25年以降30年間の維持更新費は、309億円/年※3(総額9,260億円)との試算

※3 試算条件

- ・現在保有する公共建築物を全て保有し続けたとする。
- ・建替え更新周期は、40年周期、大規模改修は15年周期とする。
- ・維持更新費は、更新費及び大規模修繕費の合算額。

【公共施設】

- ・老朽化の状況
- ・更新経費の見込み

【インフラ資産】 道路、上下水道等 H24.3末時点
※他に河川施設、農林施設など

種別	主な施設	施設数
道 路	道路延長	3,187km
	橋りょう	2,643橋
	トンネル	37箇所
	踏切(延長)	3,047km
	横断歩道橋	44橋
上 水 道	道路照明灯	11,321基
	管線延長	2,531km
	浄水場	12箇所
下 水 道	配水池	68箇所
	管線延長	2,384km
	浄化センター	7箇所

課題 (インフラ資産の一例:橋りょう)

- ◆老朽化の進行 ⇒築後50年以上の橋りょうが全体の約30%
- ◆維持更新費の増大
平成25年以降50年間の維持更新費は25億円/年(総額1,250億円)との試算

【インフラ】

- ・老朽化の状況
- ・更新経費の見込み

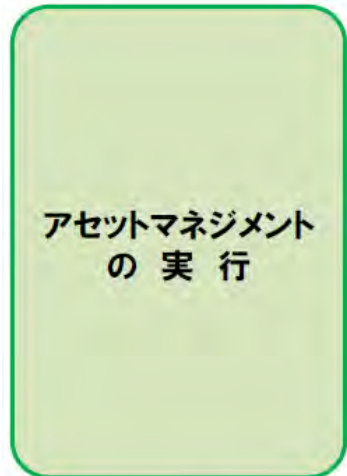
公共施設等総合管理計画(静岡市の事例)

目的実現のためには**アセットマネジメントの導入**が必要



具体的な取組

公共建築物	インフラ資産
<ul style="list-style-type: none"> 保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設の縮減に取り組みます。 新設が必要な場合は、総量規制の範囲内で費用対効果を考慮して整備します。 施設廃止に伴う跡地は原則、売却します。 <p>総量規制 = 30年間で総延床面積20%縮減(H24.3末比)</p>	<ul style="list-style-type: none"> インフラ資産の整備にあたっては、社会情勢やニーズを的確に捉え、かつ財政状況を加味し、中長期的視点から必要な施設の整備を計画的に行います。 整備や更新時には、長期に亘り維持管理がしやすい施設とすることで、経済性と合理性を追求します。
<ul style="list-style-type: none"> 計画的な維持修繕(計画保全)を推進し、施設を安全に長持ちさせます。 建替え更新時期の集中化を避けることで歳出予算の平準化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設ごとの特性を考慮した計画的維持管理を行います。 ライフサイクルコストを考慮し、インフラ資産を安全に長持ちさせます。
<ul style="list-style-type: none"> 官民の役割分担を明確にし、PPP/PFIなどの手法を用い、民間活力を施設整備や管理に積極的に導入します。 <p><small>(PPP:Public Private Partnership 官民が連携して公共サービスの提供を行う事業手法の総称) (PFI:Private Finance Initiative 民間資金を活用し、設計施工運営を行う手法。)</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究機関や企業との連携を強化し、新技術や新制度を取り入れ効率的な維持管理を可能にします。 PPP/PFIなどの手法を用い、民間活力を施設整備や管理に導入します。



公共建築物	インフラ資産				
<p>◆方向性の検討(施設所管課、公共資産経営課)</p> <p>↓ (施設群別に施設の利用度、維持管理コスト、老朽化度を分析するとともに、市の政策的な判断も加味し、今後の建替え更新の方向性を示す)</p> <p>◆現状把握(施設所管課)</p> <p>↓ (個別施設ごとに利用度、維持管理コスト、老朽化度などの施設情報を掲載したカルテを作成する)</p> <p>◆施設評価の実施(施設所管課)</p> <p>(カルテに基づき、個別施設を下記4区分で評価を行う)</p> <table border="1"> <tr> <td>継続 長寿命化・保全計画の策定</td> <td>改善 機能縮小・統合先施設として検討</td> <td>機能廃止 用途変更 民間活力サービス転化</td> <td>施設廃止 廃止 売却 運用益の有効活用</td> </tr> </table> <p>↓ 総延床面積20%縮減</p> <p>◆個別施設計画に基づく実行(施設所管課) (評価結果に基づき個別施設計画策定⇒実行)</p>	継続 長寿命化・保全計画の策定	改善 機能縮小・統合先施設として検討	機能廃止 用途変更 民間活力サービス転化	施設廃止 廃止 売却 運用益の有効活用	<p>◆方向性の検討(施設所管課、公共資産経営課)</p> <p>↓ (個別の維持管理計画を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定する)</p> <p>◆現状把握(施設所管課)</p> <p>↓ (定期的な点検により劣化進行等の状態を把握し評価するとともにデータの蓄積を行う)</p> <p>◆更新・補修の実施(施設所管課)</p> <p>↓ (点検に基づいた短中期の更新・補修計画を策定し実施する)</p> <p>◆取組の見直し(施設所管課、公共資産経営課)</p> <p>(施設の状況、財政状況等を総合的に判断し、管理水準等の見直しを行うとともに目標を再設定し実行する)</p>
継続 長寿命化・保全計画の策定	改善 機能縮小・統合先施設として検討	機能廃止 用途変更 民間活力サービス転化	施設廃止 廃止 売却 運用益の有効活用		

・現状と課題をふまえた将来の管理の方向性

全体資産の一元管理

総資産量を把握し、全体を一元管理する(公共資産経営課)

個別施設計画(個別施設毎の長寿命化計画)の策定状況

個別施設計画・・・公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めるもの。

平成32年度頃までの策定を目標。

● 主な個別施設計画の策定状況 (平成29年4月1日時点)

出典：公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けて、平成30年4月23日、総務省

分野	対象施設	計画策定率
警察施設	庁舎等	38%
消防関係施設	消防庁舎	22%
学校施設	公立学校施設	4%
社会教育施設	社会教育施設(社会体育施設及び文化会館等を除く。)	8%
水道分野	上水道施設	73%
医療分野	病院	0%
福祉分野	児童福祉施設等	17%
農業水利施設	ダム、調整池、ため池、頭首工、水路、用排水機場、施設機械等	62%
農道	橋梁(橋長15m以上)及びトンネル	13%
農業集落排水施設	管路施設、処理施設	36%
地すべり防止施設	抑止工、抑制工	8%
治山	保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設等	37%
林道	橋梁(橋長4m以上)、トンネル及びその他重要な施設	22%
漁港施設	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設	70%
漁場の施設	増殖場、養殖場	53%
漁業集落環境施設	漁業集落排水施設	14%
工業用水	工業用水道事業	31%
道路	橋梁(橋長2m以上)	65%
河川・ダム	主要な河川構造物	88%
砂防	砂防設備(砂防堰堤、床固工等)、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	80%
海岸	堤防・護岸・胸壁等	18%
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設	43%
港湾	外郭施設	63%
公園	都市公園	90%
住宅	公営住宅	89%
廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設	8%
地方公共団体庁舎	地方公共団体庁舎	8%

出典：平成29年12月25日
インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議第5回幹事会資料

(注) ・計画策定率については、分野により、地方公共団体所有でない施設が含まれているものもある。
・策定状況は、平成29年4月1日時点(ただし、道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、公園、住宅は平成29年3月31日時点)。

個別施設計画(流山市 消防施設の事例)

○施設の実態

消防施設の施設別財産状況

施設名称	建築年	構造	階数	耐震	面積 (㎡)
消防本部・中央消防署 消防庁舎	1974	RC	3	有	1,051.13
消防本部・中央消防署 事務所	1992	S	2	新	102.66
北消防署 消防庁舎	1985	RC	2	新	723.91
北消防署 車庫	1992	S	1	新	91.49
東消防署 消防庁舎	1988	RC	2	新	756.00
南消防署 消防庁舎	2014	RC	3	新	1,523.26

○長寿命化の実施計画

簡易劣化調査

部位	仕様	劣化レベル					判定結果
		ランク1	ランク2	ランク3	ランク4	ランク5	
屋敷	シート防水	経過年数	10年未満	10～15年	15年以上	20年以上	不明
		劣化の程度	健全な状態	ほぼ健全な状態	少し進んだ状態	かなり進んだ状態	著しく進んだ状態
		劣化の内容	雨漏り箇所を随時修繕しているが、劣化は著しい				
外壁	コンクリート 吹付塗装	経過年数	10年未満	10～15年	15年以上	20年以上	不明
		劣化の程度	健全な状態	ほぼ健全な状態	少し進んだ状態	かなり進んだ状態	著しく進んだ状態
		劣化の内容	塗膜部分のみくもりが確認されている				
外装部具	アルミ製・窓・扉	経過年数	10年未満	10～15年	15年以上	20年以上	不明
		劣化の程度	健全な状態	ほぼ健全な状態	少し進んだ状態	かなり進んだ状態	著しく進んだ状態
		劣化の内容	ドアノブ、窓枠等については劣化が著しく毎年修繕している				

長寿命化等の実施計画

施設名称	建築年	～2028 中期	～2038 長期	～2058 超長期
消防本部・中央消防署 消防庁舎	1974	移転建替え	修繕・改修等	大規模改修等
消防本部・中央消防署 事務所	1992	移転建替え	修繕・改修等	大規模改修等
北消防署 消防庁舎	1985	大規模改修	詳細診断	長寿命化改修
北消防署 車庫	1992	改修	詳細診断	長寿命化改修
東消防署 消防庁舎	1988	大規模改修	詳細診断	長寿命化改修
南消防署 消防庁舎	2014	修繕	改修	大規模改修

総合評価ランク

施設名称	延床面積 ㎡	構造	建築年	築年数	構造 係数	築年数 得点	劣化度	劣化度 得点	劣化 合計点	重要度	総合 評価点	総合 評価 ランク
消防本部・中央消防署 消防庁舎	1,051.13	RC	1974	44	1.00	44	3.7	37	81	I	121	A
消防本部・中央消防署 事務所	102.66	S	1992	26	1.00	26	3.8	38	64	I	95	B
北消防署 消防庁舎	723.91	RC	1985	33	1.00	33	2.8	28	61	I	91	B
東消防署 消防庁舎	756.00	RC	1988	30	1.00	30	3.4	34	64	I	97	B
南消防署 消防庁舎	1,523.26	RC	2014	4	1.00	4	1.0	10	14	I	21	C

第1回研究会における議論の補足 2

商工会議所との連携の可能性

PPP／PFI推進に向けた商工会議所との連携の可能性(案)

1. PPP／PFI地域プラットフォームへの 商工会議所会員企業の参加

【参考資料 P 1】

- ・会員企業へのPPP/PFI事業の知識等の提供と、地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の促進による企画力・提案力・事業推進力の向上

2. 商工会議所等への専門家の派遣

【参考資料 P 2～P 4】

- ・商工会議所が行うセミナー等へ派遣された専門家を通じて、会員企業を対象に、1. と同様の活動を実施

3. 商工会議所等による相談窓口の設置

【参考資料 P 5, P 6】

- ・商工会議所等が専門家を確保し、会員企業から随時相談に乗る体制を整備

4. 商工会議所等による専門家の斡旋

- ・会員企業からの要請に応じて、商工会議所が専門家の斡旋、または斡旋を協会等へ依頼